

法務省政策評価有識者会議（第74回）議事要旨

1. 日 時

令和6年7月30日（火）～8月21日（水）

2. 場 所

持ち回り審議による

3. 出席者

<政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
猪 熊 律 子	読売新聞東京本社編集委員
(座長) 小 川 恵 司	弁護士
堀 田 聰 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授
横 田 響 子	株式会社コラボラボ代表取締役

4. 議 題

- (1) 令和6年度事前評価実施結果報告書（案）について
- (2) 令和6年度事後評価実施結果報告書（案）について
- (3) 令和6年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定（案）について

5. 概 要

議題(1)～(3)について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

令和6年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	朝日委員	P18 事前評価結果表[効率性] 「調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果についても専門家の助言を得ながら統計的に妥当な手法を用いて分析するものであるから。」	調査手法については今後も検討の余地があるようですが、P8の調査の具体的な内容を見ますと、定量的調査だけでなく、実地調査や当事者研究的な側面など質的な調査も含まれるようです。その理解で良いでしょうか？ その場合、左記の分析手法の妥当性の評価について、統計学的に妥当な手法のみならず、質的調査のプロセスや結果についても妥当性が確保される体制について言及しておくことが必要かと思えます。	現時点におきましては、刑事施設等における実地調査については、ストーカー・DV事犯者に対する一般的な処遇状況等に関する施設等の職員からの聞き取り調査を予定しており、また、刑事確定記録調査等に併い必要に応じて行う刑事施設等における調査としましても、各施設等の保有するデータベースや資料に基づく統計的な調査を予定しており、本研究における調査としては、当事者研究的な側面など質的な調査は予定しておりません。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	石谷委員	P7 2.事業等の内容[(2)目的・目標]	ストーカーについては、昨今はSNSでの発言などをきっかけとすることもあって、そこも対象にすべきかという点についてどのように考えているのか。	現時点では、ストーカー事業のうち、特に、被害者・加害者間の関係として相対的に割合が高く、かつ、DVとの共通点の多い類型として、配偶者(元配偶者を含む)又は交際相手(元交際相手を含む)といった社会生活における成人同士の親密な関係にあった者の間におけるストーカー事業を研究の対象としたいと考えております。SNSでの発言等をきっかけとするストーカー事業については、その問題性について理解しているところではありますが、今回の調査研究においては、前記のとおり、親密な関係にあった被害者・加害者間におけるストーカー事業の実態を把握し、かかる関係下にあった加害者の再犯防止に向けた処遇等の在り方に関する課題・展望を取りまとめたいため、今回の調査の対象からは除く予定となっております。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	井上委員	P18 事前評価結果表	事前評価結果表でB評価のものについては更なる検討をしていただきたい。	事前評価結果表においてB評価であった「研究における調査対象の設定」につきましては、現在、予備調査を行いつつ適切な対象範囲を設定できるよう検討しております。同じ「研究の実施体制・手法」につきましては、ストーカー・DV事犯に関する有識者の先生方からの助言をいただきつつ検討しております。今後これらの点につき検討を重ね、より良い研究となるよう引き続き努力してまいります。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	小川委員	全体	殺人等の重罪にもつながるストーカーDV事案について調査分析を行うことは刑事政策上きわめて重要かつ急務です。調査対象が固まっていな模様ですが、この種事案は、殺人から痴話げんかまで幅広いため、どの程度の事案まで掘り下げるかは難しいところでは。国民の危機管理という観点からは、公開請求事案、略式事案に絞ったとしても、早めに調査を開始する方が良いのではないかと感じました。	御指路を踏まえ、できる限り早期に調査を開始できるよう研究を進めてまいります。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	宮園委員	P7 2.事業等の内容[(1)課題・ニーズ] 「ストーカー事業の相談件数において、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手(元交際相手を含む。)の構成比が37.2%と最も高いほか、配偶者(内縁・元配偶者を含む。)も7.0%を占めている。また、配偶者からの暴力事案等(以下、加害行為時点において法律上婚姻していた者、内縁関係にあった者、元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者からの暴力等を「DV」という。)の同年における検挙件数も8,581件と高止まりを続けている。」 P8 2.事業等の内容[(3)具体的内容] イ 研究内容	調査対象となる具体的な事案は、どのような事案なのか。 (※ストーカー・DV事犯のうち、特に被害者との間で親密な関係を有する者が当該事犯に及んだケースなど) 不起訴案件についての検討は行われるのか。	ストーカー・DV事犯のうち、特に配偶者(元配偶者を含む)・交際相手(元交際相手を含む)といった社会生活における成人同士の親密な関係にあった者の間における事案を対象と考えております。 不起訴事案につきましては、現在、不起訴記録から分析に耐え得るだけの十分な情報を得られるか等を明らかにするための予備調査を行っております。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	横田委員	P8 2.事業等の内容[(3)具体的内容] ウ 成果物の取りまとめ	DV調査の成果物につきましては、法務省関係部署のみならず、男女共同参画の検討会においても重要な調査結果となるものと認識しております。白書への反映に加え、関連部署への展開や説明の機会を設ける予定はございますでしょうか。再犯防止推進計画の一環として、成果の活用が前提であることは理解しておりますが、連携について一歩踏み込んだ記載を外部に明示し、説明を行うことが適切であると考えます。	研究報告・犯罪白書につきましては、発刊の都度、関係各所に配布するとともにホームページ上での公表も行っていただくことですが、その他にも他省庁からの要望等に応じて個別の配布も行ってまいります。今回の調査につきましても、他省庁との積極的な連携について検討して参りたいと思っております。
7	施設の整備 (佐世保拘留支所新営工事)	井上委員	P41 6.事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標が〇となっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
8	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	朝日委員	P56 事業計画の効果(B2)に関する評価指標	この事業だけではなく、この評価項目そのものについての質問です。事後評価の同じ箇所と比較すると、事前評価のほうが全体的に評価が低いように思われます。たとえば、地域性や環境の項目に関しては、事業化された際の設計や予算によっては、当初計画よりも効果を高めることが可能なのでしょうか？ 拘置所のようなオープン性が期待されない施設以外、国の施設ではあっても公共施設のもつ地域・環境への外部的な効果の発揮も期待されるところかと思っておりますので、事前評価で保守的な評価となっている事情があるのかをお伺いできればと思います。	事前評価は、計画段階における評価であり、一部の取組内容に係る実施の可否は、設計段階または運用段階で判明することから、事後評価において評価が高くなる場合があります。
9	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	井上委員	P55 6.事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標が〇となっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
10	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	小川委員	全体	裁判所も予定地に移転していることもあり、速やかに進めたほうがよろしいかと思えます。	いただいた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設整備を進めて参ります。
11	施設の整備 (西条法務総合庁舎新営工事)	井上委員	P69 6.事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標が〇となっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
12	施設の整備 (長崎法務総合庁舎新営工事)	井上委員	P84 6.事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標が〇となっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。

令和6年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査)	朝日委員	P82:有効性の記載について 本研究は、法務省の再犯防止施策のほか、大学等の研究機関における犯罪者等の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。	研究の成果のうち、施策や事業における政策形成や見直しに用いられた具体的な事例はありますか。「基礎資料として大いに利用されることが見込まれる」との記載自体には異論はありませんが、P73の評価手法に記載されているとおり、事業終了から研究成果を確認する期間を2年間おいてからの事後評価であるため、何らかの施策のロジックモデルの根拠として用いられる等、活用場面や実績を例示することは、評価の説明として可能かつ望ましいかと思えます。	本研究の内容を引用・利用する場合には報告等を求めていることから、利用状況につきまして全体的な把握はできておりません。もともと、本研究を利用した一例として、次の論文における引用がございました。 永井智、廣井いずみ(2023)。「少年院入所男性における出院後の法務教官への援助要請意図」教育心理学研究、71-4、305-318。 また、実務における活用の一例として、神戸市東灘区保護司会では、本研究に基づく以下の考察が発表されております。 和田道夫(2022)。「非行少年の心に迫る」 https://hogoshikai.site/?p=8852 (2024年8月8日)
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査)	石谷委員	P82:有効性の記載について 「6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。」	成果物の内容は分かりやすいものだが、法務省ホームページにPDFで公開されているだけでは不十分ではないか。導線まで含めて評価の必要があるかと思える。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪白書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、「法律のひろば」、「研修」、「罪と罰」等の雑誌において、その研究成果の概要を紹介する記事掲載させていただいております。また、犯罪白書については、YouTubeやX(旧Twitter)等を利用してインターネット上でもその研究成果の概要を紹介しております。そして、これらの研究成果の概要紹介の機会に、研究成果の詳細な内容については、法務省ホームページにおいて公開している旨告知するなどの広報も行ってまいります。実施した研究の成果については、今後も引き続き、実務家、研究者、大学等の研究機関等により広く、かつ、より一層利用していただくためにも、その公表に当たっては、より積極的に広報等を行い、周知して参りたいと思えます。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査)	井上委員	P82	事後評価結果表においてBのものについては、今後の改善につなげていただきたい。	御指摘いただいたとおり、評価がBであったものについては、今後の調査研究の際に留意し、改善につなげて参ります。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査)	小川委員	全体	調査の質問がどのようなものであったのか知りたい。 法務省が有するリソースを活用した効率的な調査であり、幅広い犯罪者層にアプローチでき、刑事政策のため極めて有用な調査であり、高く評価したい。 なお、あえて申し上げますと、家庭生活や友人関係に対する満足度、態度・価値観、自分に対する意識などに関する質問の回答については、犯罪・非行をした者とそうでない者の回答との間で有意な差異があるかどうか分からない点が多少気になった。犯罪歴のない人のあらゆる層の調査は、相当のコストがかかるであろうことは予想されるが、この点に関しては、内閣府など他の省庁の公開された調査結果を参照すると、予め質問の表現をそれらの公的アンケートと合わせることで、統計的に誤りの少ない方法で、低コストで比較することができるとは思えないかとも考えた。	調査票の内容につきましては、別添のとおりでございます(同様のものを研究部報告63「犯罪者・非行少年の意識調査と価値観に関する研究」209～235ページにも掲載しており、インターネット上で御覧頂くことも可能です)。 また、これまでの研究において、他省庁の調査結果との比較等を行った例もございます。今回の「犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査」は、平成2年以降合計4回に渡り実施した先行調査の結果に引き続いて行われたものであるため、質問の内容を先行調査と合わせた結果、他の一般調査との比較は困難となりました。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪者(犯罪・非行をした者)の意識調査)	横田委員	①P74:イ 犯罪者及び非行少年を対象とした実態調査の概要 ②P82:有効性について ③P71:執行率	①各類型の調査同意割合は同程度でしょうか。類型により差がある場合、調査への影響有無は考慮しているのでしょうか。 ②研究結果は、非常に興味深いものであり、調査の成果はHP掲載や白書反映に加え、有効に活用されているのが極めて重要だと考えます。他部署への連携を通じ、例えば保護司向けの案内資料への活用、新たな施策検討の基礎資料となるなど、活用されることが有効に資すると考えます。調査終了後間もない状況ですが、過去調査事例でも構いませんのでその後の活用という観点での成果把握状況を御教示ください。 ③執行率が2か年ともかなり低い状況ですが、理由があれば御教示ください。	①大変申し訳ございませんが、各類型の調査同意割合については把握できておりません。 なお、今回の特別調査の調査対象者は、刑事施設入所者(R3.1.1～R3.1.29までの間に、全国の拘留所で刑が確定して新たに刑執行開始時調査を実施した者)857人のうち調査協力に同意した者)595人(回収率69.4%)、保護観察対象者(R3.1.1～R3.1.29までの間に、全国の保護観察所において新たに保護観察を開始した者)1,437人のうち調査協力に同意した者)640人(回収率44.5%)、及び少年鑑別所入所者(R3.1.1～R3.1.29までの間に、全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年219人のうち調査協力に同意した者)184人(回収率84.0%)となっております。 ②本研究の活用の一例として、以下の論文における引用がございました。 永井智、廣井いずみ(2023)。「少年院入所男性における出院後の法務教官への援助要請意図」教育心理学研究、71-4、305-318。 また、実務における活用の一例として、神戸市東灘区保護司会では、本研究に基づく以下の考察が発表されております。 和田道夫(2022)。「非行少年の心に迫る」 https://hogoshikai.site/?p=8852 (2024年8月8日) ③本件調査研究に係る作業の一部について競争入札方式により選定した外部業者に委託したところ、入札金額が想定契約価格を下回ったことや、当初、全国の矯正施設等に往訪して実地調査を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期であったため往訪を差し控えるを得なくなり、出張旅費等の費用を支出しなかったなどの事情等から、予算額に比して執行額が抑えられることとなりました。
6	施設の整備(国際法務総合センター整備事業)	井上委員	P90	官署施設の人権評価がCとなっているので、今後の改善につなげていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、施設整備の参考とさせていただきます。
7	施設の整備(国際法務総合センター整備事業)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められると思います。なお、収容者には国籍や文化の異なる者も多数含まれているところ、ユニバーサルデザインの評価項目が高齢者や障がい者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	いただいた御意見を踏まえ、評価項目について検討して参ります。
8	施設の整備(沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められると思います。なお、収容者には国籍や文化の異なる者も多数含まれているところ、ユニバーサルデザインの評価項目が高齢者や障がい者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	いただいた御意見を踏まえ、評価項目について検討して参ります。
9	施設の整備(名寄法務総合庁舎新営工事)	小川委員	全体	老朽化等による施設更新につき、集約することによりコストを削減し、アクセスのよい場所に設置することにより人員の確保等が実現されることが期待されるので、事業目的を達成していると認められると思います。なお、収容者には国籍や文化の異なる者も多数含まれているところ、ユニバーサルデザインの評価項目が高齢者や障がい者の移動等についてのみになっている点が気になりました。	いただいた御意見を踏まえ、評価項目について検討して参ります。
10	施設の整備(名寄法務総合庁舎新営工事)	小川委員	全体	広い北海道で拘置支所は僅か2か所であり、他都府県と比較しても絶望的に少なく、その条件下で、被告人の裁判準備のための収容施設という目的を達成できるのかという観点で評価しなければならぬと考えています。旭川から名寄まで70キロ余り、稚内から名寄まで170キロあり、公共交通機関の不便もあいつつ、時間的に拘押入との接見という公判準備に最も重要な被告人の権利が相当程度制約されている現状にあります。とはいえ、拘置支所の増設も予算的に困難が予想されますので、低額の予算で実施できるオンライン接見可能な設備設置を是非検討いただきたいと思えます。	いただいた御意見を踏まえ、施設整備を進めて参ります。

令和6年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
				質問・意見なし	